〇北九州市公害防止条例

昭和46年10月21日

条例第54号

北九州市公害防止条例(昭和45年条例第19号)の全部改正

# (目的)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、水質汚濁防止 (昭和45年法律第138号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、北九州市環境基本条例(平成12年北九州市条例第71 号)その他法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害の防止について必要な事項を定めることにより、市民 の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(平6条例27·平12条例72·一部改正)

#### (定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。)および悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう。

- 2 この条例において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。
- (1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
- (2) 燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- (3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(第1号に掲げるものを除く。)で規則で定めるもの
- 3 この条例において「粉じん」とは、物の破砕、選別その他の機械的処理またはたい積に伴い発生し、または 飛散する物質をいう。
- 4 この条例において「排出水」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水(廃液を含む。以下同じ。)を排出する施設で規則で定めるものを設置する工場または事業場から公共用水域(水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。)に排出される水をいう。
- (1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。
- (2) 水素イオン濃度その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
- 5 この条例において「指定施設」とは、工場または事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、 騒音、振動、悪臭、土壌の汚染または地盤の沈下(以下「ばい煙等」という。)を発生し、排出し、飛散させ、ま たはもたらす施設であって規則で定めるものをいう。
- 6 この条例において「指定工場等」とは、指定施設を設置する工場または事業場をいう。
- 7 この条例において「規制基準」とは、指定施設または指定工場等から発生し、排出され、飛散し、またはもたらされるばい煙等(排出水以外の汚水を除く。)の量、濃度もしくは程度の許容限度または指定施設の構造、使用および管理の基準であって、規則で定めるものをいう。

(平12条例72・一部改正)

# (事業者の責務)

- 第 3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙等および廃棄物を自己の責任と負担において適正に処理する等公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、法令に基づく基準に適合している場合においても常に公害の防止について最善の努力をしなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。
- 4 事業者は、市長から公害の防止に関し必要な資料を求められたときは、企業秘密を理由として、これを拒むようなことがあってはならない。

(平12条例72 - 一部改正)

### (市の青務)

- 第 4条 市は、市民の健康を保護し、生活環境を保全するため公害防止に積極的に対処するものとし、総合的な計画のもとに、次の各号に掲げる公害防止の諸施策を実施するものとする。
- (1) ばい煙等の排出等に関する規制
- (2) 監視、測定および検査の体制の強化ならびに調査研究機能の拡充
- (3) 緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事業および下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他公害の防止に資する公共施設の整備の事業の推進
- (4) 公害に関する知識の普及および公害の状況の公表
- (5) 公害に関する苦情の処理体制の整備および適切な処理
- (6) 地域開発における土地利用および公害をもたらす施設の設置を規制する措置等公害防止上の配慮
- (7) 公害防止協定の締結の促進
- (8) 工場と住居との混在地区の段階的解消の推進
- (9) 公害の防止のための施設の整備等について必要な資金の融資のあっせんおよび技術的な助言、指導等
- (10) 緑地の保全その他自然環境の保護

(平12条例72·一部改正)

(市民の責務)

第5条 市民は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するよう努めなければならない。

第6条 削除

(平12条例72)

第7条 削除

(平6条例27)

(指定施設の設置の届出)

第8条 指定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。ただし、騒音規制法による特定工場等およびこの条例による騒音に係る指定工場等において、騒音に係る指定施設を設置する場合は、この限りでない。

- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場または事業場の名称および所在地
- (3) 指定施設の種類(騒音に係る指定施設にあっては、種類ごとの数)
- (4) 指定施設の構造および使用の方法(騒音に係る指定施設を除く。)
- (5) 指定施設の管理の方法(粉じんに係る指定施設に限る。)
- (6) ばい煙等(粉じんを除く。)の処理または防止の方法
- (7) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出のうち騒音に係る指定施設の届出については、当該指定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに行なわなければならない。
- 3 第1項の規定による届出には、当該指定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。 (平12条例72・一部改正)

(経過措置)

第9条 一の施設が指定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、 当該施設が指定施設となった日から30日以内に、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない 。ただし、一の施設が騒音に係る指定施設となった際すでに騒音規制法による特定施設またはその施設以外の指 定施設が設置されている工場または事業場におけるその施設については、この限りでない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(平12条例72 - 一部改正)

(指定施設の変更の届出)

第10条 第8条第1項または前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第8条第1項第1号もしくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、またはその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、規則で定める場合を除き、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 第8条第1項または前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第8条第1項第4号から第7号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定める場合を除き、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出のうち騒音に係る指定施設の届出については、その届出に係る第8条第1項第6号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに行なわなければならない。
- 4 第8条第3項の規定は、第2項の規定による届出について準用する。

(平12条例72 - 一部改正)

(計画変更命令および計画変更勧告)

第11条 市長は、第8条第1項または前条第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る指定施設または指定工場等に係るばい煙または排出水の量または濃度が、その指定施設または指定工場等に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る指定施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙もしくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更または第8条第1項の規定による届出に係る指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

2 市長は、第8条第1項または前条第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る指定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその指定工場等の周辺の生活環境がそこなわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法または指定施設の使用の方法もしくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(平12条例72・一部改正)

(実施の制限)

第12条 ばい煙および排出水に係る指定施設に関し、第8条第1項または第10条第2項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る指定施設を設置し、またはその届出に係る指定施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙もしくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 市長は、第8条第1項または第10条第2項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項の規定による期間を短縮することができる。

(承継)

第13条 第8条第1項または第9条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る指定施設を譲り受け、または借り受けた者は、当該指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第8条第1項または第9条第1項の規定による届出をした者について相続または合併があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により第8条第1項または第9条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(平12条例72 - 一部改正)

(排出の制限)

第14条 ばい煙に係る指定施設からばい煙を大気中に排出する者または排出水を排出する者は、規制基準に適合しないばい煙または排出水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が指定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設において発生し、大気中に排出されるばい煙または当該施設を設置している工場もしくは事業場(既に指定施設を設置している工場または事業場を除く。)から排出される水については、当該施設が指定施設となった日から6月間(当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、1年間)は、適用しない。

(平12条例72 - 一部改正)

(規制基準の遵守義務)

第15条 粉じんまたは騒音に係る指定施設または指定工場等を設置している者は、当該指定施設または当該指定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(事業者の屋外燃焼行為の制限)

第15条の2 事業者は、木材、船舶、自動車、家電製品(一般家庭での使用を主な目的として製造された電気製品をいう。)その他のその燃焼に伴ってばい煙又は悪臭を発生するおそれがある物であって規則で定めるものを屋外において燃焼させてはならない。ただし、焼却施設を使用し、かつ、ばい煙若しくは悪臭の排出を防止するための適切な措置を講じている場合、又は市長が特に認める場合は、この限りでない。

(平8条例30・追加)

(改善命令等)

第16条 市長は、ばい煙に係る指定施設からばい煙を大気中に排出する者がばい煙の量若しくは濃度が排出口において規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合においてその継続的な排出により人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずると認めるとき、又は排出水を排出する者が排出水の量若しくは濃度が指定工場等の排水口において規制基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて指定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は指定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

- 2 市長は、粉じんに係る指定施設を設置している者が規制基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該指定施設について規制基準に従うべきことを命じ、又は当該指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。
- 3 市長は、指定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその指定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該指定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は指定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。
- 4 市長は、騒音に係る指定施設の設置若しくは変更の届出をした者のうち第11条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで指定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、第11条第2項又は前項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は指定施設の使用方法若しくは配置の変更を命ずることができる。
- 5 市長は、事業者が前条の規定に違反する燃焼行為をした場合において、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、焼却方法の改善を命じ、又は燃焼行為の停止を命ずることができる。
- 6 第14条第2項の規定は、第1項の規定による命令について準用する。
- 7 第2項の規定は、一の施設が指定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設から発生する粉じんについては、当該施設が指定施設となった日から6月間(当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、1年間)は、適用しない。
- 8 第3項及び第4項の騒音に係る勧告及び命令の規定は、第9条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る指定工場等については、同項に規定する指定施設となった日から3年間は、適用しない。

(平8条例30 - 一部改正)

(特殊気象情報)

第17条 市長は、大気汚染防止法第23条第1項に規定する事態の発生を未然に防止するため、特殊な気象の状態を生じ、または生ずるおそれがあるときは、その旨を同条第2項に規定するばい煙排出者に対し、通知しなければならない。

2 市長は、前項の特殊な気象の状態が継続することにより、大気中のばい煙の量が増加するおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、前項に規定するばい煙排出者に対し、ばい煙量の減少について協力を求めなければならない。

(緊急時における措置等)

第18条 市長は、前条第1項に規定する特殊な気象の状態が発生してなく、かつ、大気汚染防止法第23条第1項に

規定する事態に至っていないが、大気の汚染が人の健康または生活環境に被害を生ずるおそれがあり規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設およびばい煙に係る指定施設を設置している者に対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求めなければならない。

- 2 ばい煙排出者であって、ばい煙量が規則で定める量の範囲の施設を設置しているものは、当該施設についてばい煙量の減少のための措置に関する計画を作成し、市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、大気汚染防止法第23条第1項に規定する事態が発生した場合において、同項に規定する措置によって はその事態を改善することが困難であると認めるときは、前項の規定による届出をした者に対し、その届出に係 る計画を参酌して、ばい煙量の減少のための措置をとるべきことを勧告することができる。

(平12条例72・一部改正)

(自動測定記録装置の設置)

第19条 ばい煙等を発生する施設で規則で定めるものを設置している者は、ばい煙等の発生状況を常時監視するため、規則で定めるところにより自動測定記録装置を設置しなければならない。

(自動車の使用者等の努力義務)

第20条 自動車(原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。)の使用者または運転者は、常に必要な整備および適正な運転をすることにより、自動車から発生する騒音および排出ガスの低減に努めなければならない。

# (報告の徴収及び検査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定施設又は指定工場等を設置している者に対し、指定施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は関係職員に、当該指定工場等に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (平8条例30・一部改正)

第21条の2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、他の法令若しくはこの条例による規制の対象とされていない施設、工場、事業場若しくは作業場を設置している者に対し、当該施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は関係職員に、当該工場、事業場若しくは作業場に立ち入り、当該施設その他の物件を検査させることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(平8条例30·追加)

(公害防止協定の締結等)

第22条 市長は、この条例の目的を達成するため必要と認める場合においては、ばい煙等を発生する施設を設置している者(当該施設の構造、使用の方法等を変更する者を含む。以下この条において同じ。)または当該施設を設置しようとする者との間に公害の防止に関し協定を締結し、当該協定に従い特別の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 ばい煙等を発生する施設を設置している者または当該施設を設置しようとする者は、市長の求めがあった場合において、公害の防止に関し協定を締結し、当該協定に基づき特別の措置を講ずるよう努めなければならない
- 3 前項の規定による公害の防止に関する協定が締結されるまでは、当該ばい煙等を発生する施設の工事に着手し、またはその使用の方法を変更しないように努めなければならない。
- 4 市長は、第2項の市長の求めがあった場合において、公害の防止に関し協定を締結するよう努めない者がある ときは、その旨を公表するものとする。

(平12条例72 - 一部改正)

(公害防止のための勧告)

第23条 他の法令もしくはこの条例によりその規制に関する基準が定められていないばい煙等または他の法令もしくはこの条例による規制の対象とされていない施設、工場、事業場もしくは作業場から発生するばい煙等により、公害が発生し、またはそのおそれがあり、市民の健康の保護または生活環境の保全上特に必要があると認めるときには、市長は、当該ばい煙等を発生する者に対し、公害の除去または防止のための必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(遵守義務違反者の公表)

第24条 市長は、ばい煙等を発生し、排出し、飛散させ、またはもたらす施設を設置している者が、法令に違反している場合は、必要に応じてその旨を公表するものとする。

(公害防止担当者の届出)

第25条 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、水質汚濁防止法に規定する特定施設もしくは騒音規制法に 規定する特定施設または第2条第5項に規定する指定施設を設置する者は、事故時および緊急時における措置その 他公害防止に関し直接担当する者の氏名を市長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第27条 第11条第1項又は第16条第1項、第4項若しくは第5項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役

又は10万円以下の罰金に処する。

(平8条例30·一部改正)

第28条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役または10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項の規定に違反した者
- (2) 第16条第2項の規定による命令に違反した者
- 2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮または5万円以下の罰金に処する。
- 第29条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。
- (1) 第8条第1項もしくは第2項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
- (2) 第12条第1項の規定に違反した者
- 第30条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。
- (1) 第9条第1項、第10条第2項もしくは第3項または第18条第2項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
- (2) 第21条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者
- 第31条 第10条第1項又は第13条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、2万円以下の罰金 又は科料に処する。

(平4条例1・一部改正)

第32条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前5条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本条の罰金刑または科料刑を科する。

付則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和47年規則第5号で昭和47年3月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の北九州市公害防止条例(以下「旧条例」という。)第10条第1項または第12条第2項の規定により、ばい煙に係る指定施設に関し届出をした者の当該届出に係る指定施設の設置等については、第12条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第19条の規定は、いおう酸化物に係るばい煙等を発生する施設については、昭和48年3月31日まで、その他に係るばい煙等を発生する施設については、別に条例で定める日まで同条の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行前に旧条例の規定によってした処分、手続きその他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってしたものとみなす。

(平12条例72·一部改正)

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付則(平成4年3月27日条例第1号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

付則(平成6年6月20日条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

付則平成8年6月18日条例第30号)

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

付則(平成12年12月13日条例第72号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。